

(別表)

狩猟免許等取得支援補助金の補助対象経費等

補助事業	補助対象経費	交付条件等	補助上限額
狩猟免許の 新規取得支援 事業	1 狩猟免許試験申請手数料 2 医師の診断書料	補助対象期間（補助金交付要項第3条に規定する期間。 以下同じ。）内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律第39条に定める狩猟免許（第一種銃猟 免許に限る）を新規取得したもの。  過去に狩猟免許を取得していた者が一度失効し、補助対 象期間内に再度狩猟免許（第一種銃猟免許に限る）を取 得した場合も、補助対象とする。	上限1万円
ライフル銃の 新規取得支援 事業	1 ライフル銃購入経費 2 銃砲所持許可取得関連経費 ・ 猟銃所持許可申請手数料 ・ 医師の診断書料	補助対象期間内にライフル銃を所持したもの（一丁目の 新規所持に限る）。  銃砲店から購入したもの。  過去にライフル銃を所持していた者が一度猟銃の所持 許可を返納し、補助対象期間内に再度ライフル銃を所持 した場合も、補助対象とする。	上限15万円

補助対象経費に対し、市町村等から補助金が交付される場合は、補助対象経費から市町村等補助金額を差し引いた額を交付する。